

地域優良賃貸住宅入居者募集案内

入居申込について

【申込者要件】

- ①自ら居住するために住宅を必要とする者であること
- ②以下のいずれかの世帯であること。
 - (ア) 子育て世帯：同居者に18歳未満の方(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)
または妊娠している方がいる世帯
 - (イ) 新婚世帯：配偶者を得て5年以内の世帯
 - (ウ) 高齢者世帯：60歳以上の方がいる世帯（単身可）
 - (エ) 障害者等世帯：障害者基本法第2条に規定する障害者で障害の程度が次に掲げる程度である方等
 - (オ) 単身世帯：所得が15万8千円以上の世帯、又は所得が15万8千円未満の場合は所得上昇が見込まれる世帯（要：収入見込証明書）
- 〈身体障害者：1級～4級 精神障害者：1級～2級 知的障害者：精神障害の程度に相当する程度〉
- ③世帯所得が規則で定める収入（月額48万7千円）の基準以下であること
- ④市町村税を滞納していないこと
- ⑤申込本人を含めた同居世帯の全員が暴力団の構成員ではないこと
- ⑥連帯保証人を2名立てられること

【申込方法】

- 以下の書類を提出して下さい。
- ・特定優良賃貸住宅入居申込書
 - ・所得課税証明書（世帯全員分、未成年で未就労の方は除く）
 - ・住民票（入居者全員分、全部記載）

【入居者の選考】

入居の決定及び、落選については書面にて通知します。
申込者の住宅困窮度判定基準に基づく点数の順位により入居者を決定します。ただし、同点の場合は、抽選により入居者を決定します。抽選の日時は公募期間終了後に通知します。

入居決定後の手続きについて

【提出書類】

- (1) 特定優良賃貸住宅使用請書
- (2) 入居申込者本人の印鑑登録証明書
- (3) 連帯保証人の印鑑登録証明書（2名分）
- (4) 連帯保証人の所得証明書（2名分）
- (5) 自動払込利用申込書

【入居における注意事項】

- (1) 犬・猫等のペットの飼育は禁止しております。
- (2) 光熱水費、上下水道使用料等及び共同部分の電気代は入居者の負担となります。
- (3) 次に該当するときは、入居者に対し本住宅の明渡しを求めることがあります。
 - ①不正行為により入居したとき
 - ②賃借料を3ヶ月以上滞納したとき
 - ③正当な事由によらないで15日以上住宅を使用しないとき
 - ④地域社会の平穏を阻害する行為をしたとき
 - ⑤反社会的と認められる団体（暴力団等）の構成員であることが判明したとき
 - ⑥条例、賃貸借契約の規定に違反したとき